

岐阜県教職員組合 実習教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和6年8月2日 16時00分～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（16：00）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和6年8月2日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
1	実習教員の身分と賃金にかかわる要望
①2016年岐阜県教育委員会発令「実習助手等の取扱い」の「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」とは「実習教諭」と解釈してよろしいですね。（確認事項～文書回答のみ）	「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」は、実習助手のうち「実習教諭」かつ「実習教諭としての一定年数経験者」としてしています。
②上記①について、実習教諭への昇格、1級と2級のちがいや、1級から2級への昇格のしくみについて、対象者に紹介する機会を設けて下さい。また、対象実習教員が所属する管理職にも徹底して下さい。	今後、適切な機会を捉えて周知していきたいと考えております。
③給与表1級の実習助手が実習教諭に昇格した後、最短で2級昇格となるように、経年条項の「撤廃」か「短縮」をおこない、年齢制限の引き下げをして下さい。	実習教諭の昇格基準については見直しを行い、平成26年度より段階的に運用を変更してきたところですので、ご理解をお願いします。
④実習教諭の再任用については、退職時の職名（実習教諭）と職務の級（2級給与）を継続してください。（確認事項～文書回答のみ）	実習教諭で給料表2級で退職した職員が、再任用となった場合、補職名実習教諭、給料表2級としています。
⑤特別支援学校の実習助手の職務を、実習助手の職務規定に合うようにして下さい。 また、現在、岐阜県の特別支援学校の実習教員（実習助手）には、教科の割り当てがなくその昇給制度も適用されていません。他の教科と同様に昇給制度の確立をお願いします。	実習助手は、「実験又は実習について、教諭の職務を助ける」職となっています。特別支援学校においては、作業学習など実習を伴う授業や専門学科の授業で、教諭の補佐をすることが主な職務内容となります。 また、特別支援学校の実習助手の昇給制度について、他と異なる取り扱いはありません。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和6年8月2日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	⑥「実習免許」取得のための県教育委員会主催の認定講習について、修得を希望する実習教員（実習助手）の調査を行って下さい。 もし既に実施されていたら、その結果を教えてください。	実習免許取得のための認定講習受講希望調査について、今年度中の実施を検討します。
	⑦初任の実習教員（実習助手）の研修（回数、内容）を充実して下さい。特に、実習教員同士が教育実践を交流し合う場を設けて下さい。	新規採用実習助手研修の回数や内容につきましては、学校の実態に合った実践的な内容となるよう検討していきます。
	⑧工業、農業等の実験実習に使用する大型機械、工作機等の免許取得に、経費の補助と取得のための出張や職専免などの保障をして下さい。 また、その免許に基づいて大型機械等を使用する場合は、ライセンス使用料（手当）を使用する実習教員に支払って下さい。	免許や資格取得など、個人の取得に係るものにつきましては、県費での支出は難しいため、個人負担となります。 また、資格等の取得にかかる服務につきましても公務とはならないため、出張とすることは困難な状況です。
	⑨農業高校の農場管理に関する現行の「生産物に関わる日直手当」は、岐阜県の現在の最低賃金に達する額にしてください。	宿日直手当は、本来の業務になじまない勤務形態に対して支給される手当です。 手当の額は過去の経緯、国や他県との均衡等を考慮して定められておりますので、ご理解をお願いします。
2	実習教員の教育活動について	
	①教諭が出張や病気休暇等の場合、実習教員がその代替として一人で生徒の指導をすることが求められる場合が頻繁におこなわれています。管理職に実習教員の職務を指導してください。	授業については、原則教員免許を持った教諭が担当することになっています。教諭が出張等で不在のときは、実習助手一人で授業を行うことがないよう、校長会等で周知してまいります。
	②実習教員にタブレットを1人1台割り当ててください。	現在、非常勤講師および、実習教員用として android タブレット (TAB5) を配布しています。また、教員数減少に伴い、各学校で指導者用タブレットが余剰している場合がありますので、それも利用してください。
	③実験実習がより充実したものになるとともに、実験実習時の安全性を確保するために、実習教員の複数配置をより充実して下さい。（確認事項～文書回答のみ）	実習助手の配置は、標準法に基づいて行っています。各学校への配置人数については、学校の実態や状況を踏まえながら引き続き検討してまいります。